

税理士情報ネットワーク

# TAINS

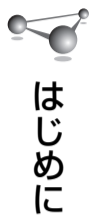
Tax Accountant Information Network System

19X ACCOUIRISU IUUOLUORIUU I6RMOLK 2ASREU



## 新しい検索方法を使いこなそう！ 登録期間検索の活用

正木 洋子〔目黒支部〕



税法データベースには、一般検索、全文検索、キーワード検索、データベース登録期間検索の4種類の検索方法があります。新システムから導入されたデータベース登録期間検索(以下「登録期間検索」といいます)は、一定の日又は期間に税法データベースに投入された情報を検索することが出来ます。今投入された情報をリアルタイムで検索でき、また、過去の一定の時期に投入された情報を検索することも可能です。

### 2、更正の請求の事例

①平21・2・20 裁判所・F011311(全部取消し・納税者勝訴)

この判決は、国税通則法99条(国税庁長官の指示等)の規定が適用された9件の事例です。審判所は、離婚による財産分与で居住していたマンションの妻の共有持分を債務と共に取得した審査請求事案について、「家屋を二以上有する場合」に当たらないとする判断を示しました。この判決を受けて、国税庁は2月27日、従来の取扱いを変更する旨を発表し、ホームページ上に「居住用家屋の共有持分を追加取得した場合の住宅借入金等特別控除の取扱いについて」を公表しています。

4種類の検索方法に共通するのは、税区分と検索範囲を複数若しくは全部選択して検索できることです。登録期間検索で全税目(税区分)を選択し、平成21年3月中に投入された判決と裁判を検索してみました。データベース登録年月日

②平21・2・27 東京地裁・Z8888-1414(一部取消し)(確定)  
申告期限後に錯誤により契約等が無効となった場合

合、国税通則法23条1項による更正の請求が出来ることされています(所令274)。当初の遺産分割が錯誤により無効となった場合、更正の請求期限内であれば、当然通則法23条1項による更正の請求が可能であるという考え方も成り立ちます。しかし、その錯誤が課税負担の錯誤である場合、多くの裁判例は、申告納税制度の趣旨に反するとして課税庁に対し法定申告期限後に錯誤無効の主張は許されないとしています。この東京地裁判決は、原則的な考え方を前提としながらも、遺産分割の錯誤について①更正の請求期間内に調査での指摘等に基づかず、納税者自身が誤信に気づいたこと、②更正の請求期間内に再分割を成立させていること、③その分割内容の変更がやむを得ない一回的なものであることという特段の事情がある場合には例外的に更正の請求が認められるべきであると判断しています。

控訴審である本件判決では、原審と同様に居住用宅地は複数存在することが許容されるとしながらも、被相続人によるマンションの利用は居住する生活スタイルを確立するまでには至っておらず、生活の拠点として使用されていたとは認められないとして、原判決を取り消し一転納税者敗訴となりました。

結果として、納税者敗訴とはなりましたが、課税庁の「主として居住の用に供されていた宅地等」に限るという主張は、控訴審も採用しておらず、この点は非常に注目されます。

④平21・2・18 東京高裁・Z8888-1412(原判決取消し)(被控訴人上告)

本判決は、架空外注費を作り出しその金額を横領していたという従業員の詐取行為により会社が取得することとなる損害賠償請求権の収益計上時期が争われた事案です。原審である平成20年2月15日東京地裁判決は、被害者である法人が当該詐取行為を知った損害賠償請求権を行使し得る時に益金に計上すべきである(異時両建説)と判断したのに対し

控訴審では、通常人を基準とすれば当該詐取行為は容易に発見できたものであり、損害賠償請求権を行使しえない客観的状況にあり、不法行為のあった本件各事業年度に益金を計上すべきである(同時両建説)と判断しています。

原審の異時両建説に立つ判断が画期的なものであったため、上告審での判断が待たれます。

### おわりに

税法データベースの仕事は、判決等の編集投入と収録された情報のメンテナンスがあります。したがって、毎日判決等が投入されているわけではありません。しかし、これまでみてきたように、一月の間に税理士業務に影響を与える判決・裁判が多く投入されています。この中には、1分1秒でも早く知れたかった情報があるかもしれません。登録期間検索で定期的にデータベースをチェックするメリットは、より早く情報を入手できる点であることとほろろです。同時に、日常的に判決・裁判に接することにより自分自身のデータベースも構築されていきます。それは、とても大切な財産となります。登録期間検索にぜひチャレンジしてみてください。

税法データベース有効活用セミナーとJ-SaaSの現状と報告会を開催します。5月28日(木)午後2時東京税理士会館2階で開催

## 平成22年度税制改正について意見発表

報道関係者との懇談会2009・春を開催

広報室

広報室は、4月10日午後3時より、東京税理士会館で「報道関係者との懇談会2009・春」を開催した。当日は、朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞や各業界紙の記者の出席があり、山川会長の挨拶に続き、鈴木税務審議部長が「平成21年度税制改正を踏まえた平成22年度税制改正意見」をテーマに意見発表を行った。



鈴木税務審議部長による意見発表

その後、4階レセプションルームにおいて、今回の意見発表テーマにとらわれない自由な懇談を行った。フリートーク形式は初



4階では自由な意見交換が行われた

の試みであったが、記者からは所得税法56条関連や本会のPR事業についてもなど、多くの質問や意見が寄せられ、好評のうちに閉会した。

## 平成21年5月1日受付分より 登録関係の申請書等の提出数が変更になりました

登録調査委員会

平成21年5月1日受付分より、下記の申請書及び届出書等の提出数を変更しました。

なお、すでにお手許にある税理士業務要覧及び会員名簿に掲載されている「変更登録申請の手続について」のご案内のうち、「変更登録申請書 2通」の記載は、それぞれ「変更登録申請書 1通」と読み替えてください。

お手数をお掛けいたしますが、ご協力をお願いいたします。

### <対象となる申請書及び届出書等>

様式名	変更前	変更後
1 <変更登録申請関係> 変更登録申請書	2通	1通
2 <税理士登録抹消関係> 税理士登録抹消届出書	2通	1通
3 <税理士証票再交付関係> 税理士証票再交付申請書 税理士証票亡失届出書 始末書	各2通	各1通